

## P5コーナー

(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。

### 申告状況

国税庁は、令和5年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について公表しました。数字は公表値の概略です。

#### \* 所得税等（申告所得税及び復興特別所得税）

申告人員・・・83万人

（対前年比+1.3%）。

そのうち申告納税額がある人・・・  
24万人（同+1.8%）

所得金額・・・1兆5,000億円  
（同+3.3%）

申告納税額・・・1,100億円  
（同+0.6%）

土地等の譲渡所得の申告人員・・・  
3万人（同+2.7%）

株式等の譲渡所得の申告人員・・・  
2.4万人（同+4.8%）

#### \* 個人事業者の消費税

申告件数・・・8万件（同+57%）

申告納税額・・・240億円  
（同+4.7%）

このように令和5年10月からインボイ

**編集後記** 最近では、事業者はインボイスの対応に追われたり定額減税に対応するなど事務負担が増えています。その上、仕入原材料高に人件費の高騰など負担ばかり増えています。何重苦になるのやら。

編集発行 株式会社プランニングファイブ

ス制度が開始されたことに伴い、令和5年分の個人事業者の消費税の申告件数は、8万5千件弱で、対前年比60%近いアップになりました。

#### \* 贈与税

申告人員・・・14,000人（同+3.0%）

	所得税等申告		消費税申告		贈与税申告	
	件数(万)	税額(億円)	件数(万)	税額(億円)	件数(万)	税額(億円)
令和5年	83.4	1,100	7.75	243	1.39	95
令和4年	82.3	1,090	4.94	232	1.35	75
令和3年	82.3	1,040	52.6	228	1.44	85
令和2年	81.8	840	52.2	222	1.35	64
令和1年	81.3	880	52.4	256	1.39	56

また、次のように申告人員の65%がe-Taxを利用しています。

	所得税等申告	e-Tax申告	
	件数(万)	件数(万)	率(%)
令和5年	83.4	54.1	65
令和4年	82.3	49.8	61
令和3年	82.3	44.0	54
令和2年	81.8	41.1	50
令和1年	81.3	36.2	45

弊所では **zoom** を試験的に常時開いております。

事務所・P5より・・・

# P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 416

## 令和6年6月1日

### 国庫帰属制度の運用状況

沖縄・奄美では平年よりかなり遅れて5月21日頃梅雨入りし、現在、梅雨の真っ只中。今年は梅雨前線の北上が遅くなっているようですが、こちらでも今月半ばには梅雨入りするでしょう。ちなみに関東甲信の今年の**梅雨入りは6月8日ごろ**で、**梅雨明けは7月22日ごろ**でした。そうすると暑い暑い真夏が待っています。最高気温40℃超えが日常になってくるかも知れません。

**相続土地国庫帰属制度（国庫帰属制度）**の運用状況が法務省の担当官から公表されました（民事月報79巻3号44頁・R6.3・以下「**運用状況**」）。

所有者不明土地問題に対して、令和3年4月に成立した民法改正（令和3年法24号）と**相続土地国庫帰属法**（令和3年法24号）があり、**本年4月号でも取りあげた相続登記の義務化**を規定した改正民法は「発生の予防」を、この**国庫帰属制度**で「利用の円滑化」を図るとして両面から対応しています。

国庫帰属制度は、今年の令和5年4月27日から運用が開始され、1年を経過しました。この制度の概略は、相続で土地を取得した人は、法務大臣にその土地の所有権を国庫に帰属させたいとして承認を申請することができるとい

うもので、法務大臣は承認申請された土地が、通常の管理や処分をするよりも多くの費用や労力がかかる土地として法令に規定されたものに当たらないと判断したときは、土地の所有権の国庫への帰属について承認をします。この時、土地の所有権の国庫への帰属の承認を受けた方が、一定の負担金を国に納付した時点で、土地の所有権が国庫に帰属します。この負担金は最低でも20万円とされ、面積によって増加します。

**運用状況**では、今年の1月までの約9か月間の状況を公表しています。

この間、国庫に帰属された件数は**120件**ほどで宅地、雑種地、農地の順になっています。その中で負担金が100万円を超えるものが9件もあるそうです。

利用者は、まず事前相談をすることが多いようです。運用前からの相談を含め22,000件で、相談者の最寄りの法務局で相談しているようです。承認申請件数は、1月までで**1,600件強**になっています。承認申請をされる土地の地目は、農地が38%、宅地が37%、山林が15%だそうです。申請中に取り下げたものは、承認された120件より少し多く150件ほどで、取り下げて有効活用されたものもあるようです。

## 6月の税務・総務予定

### (税務)

#### \* 所得税等の予定納税の納税通知

6月中旬から（1期分令和6年7月1日～9月30日まで）

減額申請は、7月31日（水）（昨年7月18日まで）

#### \* 個人住民税（普通徴収）の納付

（第1期分）条例で定める日

### (総務他)

\* 給与計算 住民税額の変更・定額減税の実施

#### \* 令和6年度労働保険の年度更新

6月3日（月）から7月10日（水）まで

COVID-19 関連のデータはホームページに掲載しております。

人を除いて、通常は、この基準日在職者になります。

なお、この人が今年の給与収入が2,000万円超になることが明らかな場合でも、6月の給与支払時には減税の対象になり、しなければなりません。もちろん確定申告では定額減税の対象になりませんので、減税された分は後で払って貰うことになります。

対象となる人、ならない人を再度、整理しておきます。

#### ① 対象になる人

令和6年6月1日現在で勤務中であり、扶養控除等申告書を提出済み（甲欄適用者）の居住者

#### ② 対象にならない人

\* 令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収事務において扶養控除等申告書が未提出の者（乙欄・丙欄適用者）

\* 令和6年6月2日以後に雇用された者

\* 令和6年5月31日以前に退職した者

\* 令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった者

減税の対象者に給与を支払う場合の給与支払明細書は、次のように記載します。

### 給与支払明細書

氏名 \*\*

給与金額

控除額

社会保険等・・

源泉徴収税額 \*\*\*

定額減税額 \*\*\*

差引支払額

### 国税庁のQ&Aから。

#### 6月の給与支給日前に賞与が支給される場合

Q 6月の給与の支給日の前に賞与の支給を予定していますが、月次減税額はその賞与の源泉徴収税額から先に控除することになりますか？

A 月次減税額は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除することとされていますので、その最初に支払う給与等が賞与であるか通常の給与であるかは関係ありません。

したがって、6月の最初に支払う給与等が賞与である場合には、その賞与から先に月次減税額を控除することになります。

#### 未払給与（令和5年分）に係る月次減税

Q 令和5年12月分の給与のうち、未払となっていた部分を令和6年6月に支払いますが、この給与の支払時に徴収する源泉徴収税額から月次減税額を控除することはできますか？

A 月次減税額は、令和6年分の給与等に係る源泉徴収税額から控除することとされています。このため、この源泉徴収税額（令和5年分の所得税）から控除することはできません。

#### 未払給与（令和6年分）に係る月次減税

Q 令和6年5月分の給与のうち未払となっていた部分を同年7月に支払いますが、この給与の支払時に徴収する源泉徴収税額から月次減税額を控除することはできま

### すか？

A 月次減税額は、令和6年6月以後に支払われる令和6年分の給与等に係る源泉徴収税額から控除することとされていますので、令和6年分の未払給与が6月以後に支払われることとなったときは、その控除前税額から月次減税額を控除します。

#### 6月1日基準日前に死亡退職・非居住者となった人に対する定額減税

Q 令和6年5月31日以前に、死亡により退職した人及び年の中で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった人の定額減税はどのように行いますか？

A 令和6年5月31日以前に、死亡により退職した人及び年の中で海外の支店等への転勤などにより出国し非居住者となった人の定額減税は次のようになります。

① 令和6年6月1日以後にいわゆる準確定申告書を提出する。

② 令和6年5月31日以前に準確定申告書を提出した場合には、令和6年6月1日以後に更正の請求書を提出する。

⇒ 面倒！！

## 6月の予定

SHONAN TAX OFFICE

(<https://www.shonantax.jp/>)

いよいよ今月6月から定額（低額ではありません）減税がスタートします。

企業の給与担当者は、6月1日以後最初に支払う給与等でこの減税事務を行うため、前もって給与を払う従業員の中から対象者（基準日在職者）を選び出さなければなりません。

この「基準日在職者」は、6月1日時点で勤務中の人で、退職、就職した人がいる場合には退職日と中途入社日が6月1日をまたぐか否かで対応が異なります。6月3日（月）に入社した人は、減税事務の対象になりません。この人の場合は、年末調整で処理を行うこととなります。

もう一つ大事なことは、扶養控除等申告書を提出済みの人です（甲欄適用者）。2か所で働いている人など一部の